

北播磨総合医療センター企業団職員の服務の宣誓に関する条例

平成25年2月18日
条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名捺印し、企業長に提出してからでなければその職務を行うことができない。

(服務の宣誓の特例)

第3条 非常の災害のため、緊急を要する場合においては、前条の規定にかかわらず、宣誓書を提出する前においても職員にその職務を行わせることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。